

若桜町監査告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年6月30日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

財政援助団体等監査報告

1 財政援助団体監査（公の施設の指定管理者監査含む）

（1）実施年月日等

①日時：令和4年6月24日（金）午前9時00分～午前10時35分

場所：有限会社若桜農林振興「味工房」研修室

対象団体：有限会社若桜農林振興

②日時：令和4年6月24日（金）午前10時50分～午後0時10分

場所：役場3階 全員協議室

担当課：農山村整備課

③日時：令和4年6月24日（金）午後1時10分～午後2時40分

場所：役場3階 全員協議室

担当課：地域整備課

（2）監査の対象

有限会社若桜農林振興

（3）監査の範囲

（財政援助団体監査）

- ・令和3年度有限会社若桜農林振興の事業計画及び上半期の実績等について
- ・令和3年度に町が有限会社若桜農林振興に支出している各種委託料及び補助金に係る

現状、実績等について

① 有限会社若桜農林振興

(委託料) 各種委託料のうち、林道維持管理業務委託料、町道維持管理業務委託料

(補助金) 各種補助金のうち、鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業補助金

② 農山村整備課

(委託料) 各種委託料のうち、林道維持管理業務委託料

(補助金) 各種補助金のうち、鳥取県中山間地域を支える水田農業支援事業補助金

③ 地域整備課

(委託料) 各種委託料のうち、中之島公園外維持管理業務委託料、町道維持管理業務委託料、町営住宅及び改良住宅維持管理業務委託料

(公の施設の指定管理者監査)

公の施設の名称：「若桜町精米施設」「若桜エゴマ工房」「若桜町活性化施設」

これら施設に係る指定の経緯、契約書及び指定管理料の根拠等、事務の執行及び業務管理運営状況について

(4) 監査の着眼点

(財政援助団体監査)

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、条例、規則、要綱等に基づいた適切な事務処理がされているかを主眼において実施。

(公の施設の指定管理者監査)

管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、協定書等に基づいた適切な施設管理等がされているかを主眼において実施。

(5) 監査の結果

上記1 (4) の項目を主な着眼点とし、対象団体職員及び担当課関係職員からの説明聴取及び関係書類等を調査するなどの方法で実施した。

(財政援助団体監査)

対象団体及び所管課の出納及びその他の事務については、目的に従いおおむね適正に執行されており指摘事項等は対象団体及び担当課ともに特になし。

(公の施設の指定管理者監査)

管理に係る対象団体及び所管課の出納その他の事務については、目的及び協定書等に基づき適正に執行されており、指摘事項等は対象団体及び担当課ともに特になし。

(6) 監査の意見

高齢化と人口減少による農業従業者の著しい減少は昨今の当町の農業情勢に重くのしかかり、耕作放棄地ができやすいこの状況を現状維持することを課題とせざるを得ないような深刻な状況にあると推測する。農業の生産拡大、雇用の創出を含めた農業従事者の確保、技術の継承など農業全般における問題について容易には見通しが立つ状況にないと判断できるが、このような状況下であるがゆえに、有限会社若桜農林振興（以下、農林振興という。）の存在は当町の今後の農業の振興や雇用の創出についても町民から大きく期待された必要な組織である。

町としても、農林振興を町の農業振興における中心的担い手として育成しながら、更には精米施設関連の事業において安定的な経営ができる組織となるよう支援体制を維持し、ひいては累積赤字を解消して黒字に転換できるよう、農林振興と共同しながら指導監督を今後も継続して行っていただきたい。

情勢を的確に認識しながら、農業を営む人が減少しても若桜町の農業全体の展望が開けるよう期待する。